

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第40号）（産業観光局農林振興室農業振興整備課）

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）の施行により農業災害補償法施行規則の全部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第40号

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市産業関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表家畜診療手数料の項中「農業災害補償法施行規則第33条第1項」を「農業保険法施行規則第117条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)